

告 示

埼玉県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

埼玉県川口市東川口三丁目一番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社りそな銀行 代表取締役 東和浩

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

（変更後）株式会社りそな銀行 代表取締役 岩永省一

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年四月二十八日

二 縦覧期間

令和二年五月十九日から令和二年九月一九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年五月十九日から令和二年九月十九日まで

ロ 意見書提出先

